平成２４年（フ）第６３号
徳島県徳島市末広５丁目１―16―403号
債務者　笹田　純司
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８号
盛岡市仙北３丁目12番９号
債務者　寺島　亜季
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７３９７号
大阪府高槻市若松町38―14レオパレストルテュー105号室、住民票上の住所大阪府三島郡島本町山崎２丁目１番２―912号
債務者　池澤　俊彦
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目５番２―402号
債務者　渡部　初子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３３号
大阪府豊中市服部南町３丁目９番５号
債務者　相星　純一
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９０号
大阪市西成区花園南２丁目７番８号　泰山ビル４階502号
債務者　横山　康代
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９３号
大阪府大東市川中新町31番406号
債務者　川上　正樹
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１８号
大阪府守口市橋波東之町３丁目５番７号
債務者　神　　明弘
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４０号
大阪市淀川区東三国３丁目１番１―307号
債務者　南原文子こと　金　　文子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４１号
大阪府八尾市木の本２丁目125番地の25　リュミエール八尾南101号
債務者　樋川麻里子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６号
兵庫県たつの市揖保町中臣1330番地１中臣県住１号棟307
債務者　ニュー大田こと名田正基こと　朴　正基
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第８号
広島県府中市高木町257番地１
債務者　村田みゆき
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１４号
高知県四万十市安並2534番地４
債務者　萩原　　好
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１５号
高知県土佐清水市緑ケ丘17番22号
債務者　北　浩一郎
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１５８号
神戸市須磨区緑が丘２丁目１番３号、従前の住所兵庫県明石市大久保町大久保町448番地の１
債務者　岡田　博嗣
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４００号
名古屋市港区本宮町１丁目25番地　角田荘205号
債務者　宮本　健司
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０１号
名古屋市港区金船町１丁目１番地の15　ファミーユ206号
債務者　宮本　利子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部